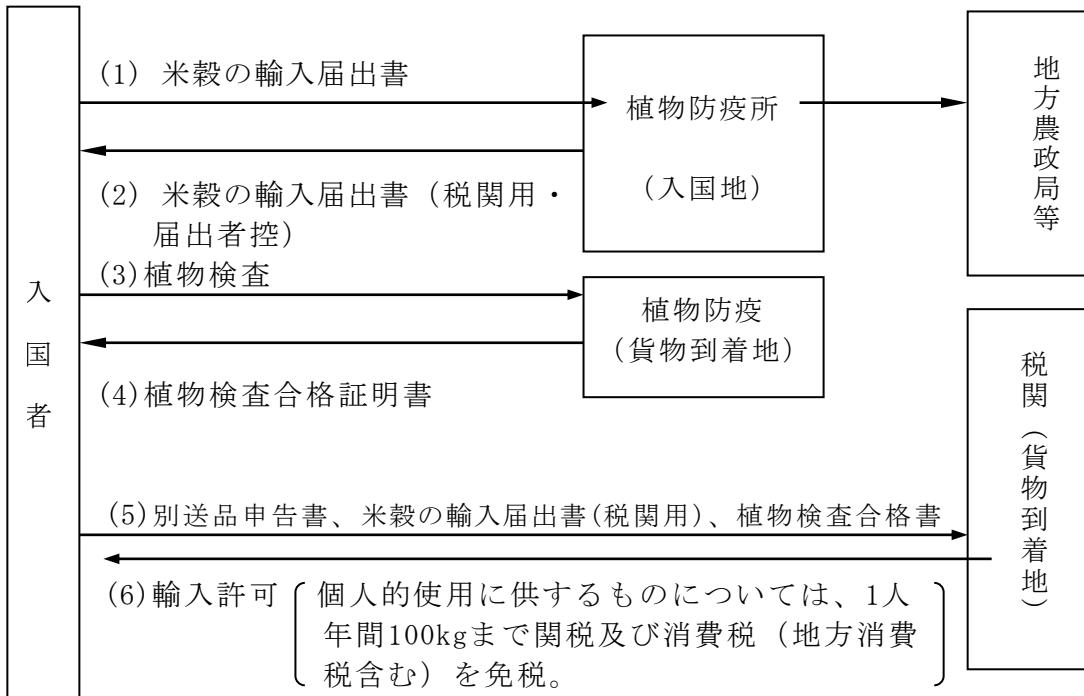


別送品の場合



- 注)
1. 別送品申告書は入国時に税関の確認を受けたもの。
 2. 免税が適用されない場合については、食糧法の規定に基づき地方農政局等において納付金（292円/kg）を納付した後、関税（関税率表10.06項：49円/kg）及び消費税（8%）の納付が必要。
 3. 「1人年間100kg」は、携帯品・別送品、郵便物、その他（国際宅配便）の合計数量。
 4. 米穀の輸入届出書は、地方農政局等提出用、税関用、届出者控の3枚綴り。